

## 【資料 7】

25 吹人人第 429 号  
平成 25 年 11 月 28 日  
(2013 年)

吹田市人権施策審議会会長 様

吹田市長 井上 哲也

### 【諮問】

吹田市人権尊重の社会をめざす条例（平成 12 年 3 月制定吹田市条例第 9 号）第 5 条第 1 項の規定により、本条例の精神が生かされる施策を総合的に進めるため、貴審議会の意見を求めます。

### 【趣旨】

本市では、平成 12 年（2000 年）3 月にはすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」を制定し、同条例に基づいて平成 18 年（2006 年）に「吹田市人権施策基本方針」を策定し、様々な取組みを進めてまいりました。

しかしながら、昨今の社会状況の変化を背景として、ドメスティック・バイオレンス、高齢者虐待、児童虐待、いじめなど深刻な人権侵害の現実があり、また、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じてきています。

このような状況にかんがみ、人権課題の状況やこれまでの取組みをふまえ、人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に進め、時代に即した実効性のある施策を積極的に推進する必要があります。

人権の視点に立って市政運営に努めるとともに、市民、事業者、行政が協働して、人権の尊さを共有し、一人ひとりの人権とさまざまな文化を認め合うまちをめざして、人権行政のあり方について下記の内容について諮問するものです

- 1) 吹田市人権施策基本方針の見直し
- 2) （仮称）吹田市人権施策推進計画の策定